

ふれあい花壇事業のご案内

< 内 容 >

船橋市では、市からの委託により公園等の清掃をしている、花壇の管理もできる団体様に対し
春と秋の年2回、季節の花苗等を配布し、地域のみなさまで公園での花壇づくり及び
維持管理を行っていただく「ふれあい花壇」事業を展開しております。
皆さまのご参加お待ちしております。

< 対 象 >

・花壇を設置する公園の清掃を市より委託されている団体または当該団体に属している
5人以上のグループ

≪※ふれあい花壇事業への新規ご参加をご希望の際は、事前に市と委託契約を結び
公園の清掃をしていただく必要があります。≫

<新規申請のながれ>

公園等清掃委託の契約

清掃契約等については公園緑地課までお問い合わせください

ふれあい花壇参加の申出・現地確認

清掃公園の中で花壇にしたい場所を担当者立会いのもと決定します

ふれあい花壇の申請

書類をお送りいたしますので、申請をしていただきます

ふれあい花壇の承認

承認決定後、団体様宛に承認書をお送りいたします

花苗等の配布

春(5,6月頃)と秋(10,11月頃)の2回配布を行います

<申請方法>

ふれあい花壇を申請する際は、花壇を設置する
公園の清掃を市から委託されている
必要があります。

ふれあい花壇および清掃委託の詳細につきましては、下記までご連絡ください。

<連絡先>

船橋市公園緑地課 指導係
TEL 047-436-2553
FAX 047-436-2539

